

論文

或る被差別部落寺院の過去帳について ―人間の生命ひとのいのちについての基礎史料の分析― (上)

安 達 五 男

まえがき

筆者は、仏教と部落問題について関心をもち、筆者なりに辿りついたのが「部落寺院制」の問題であった。「部落寺院制」の主張については、一定の評価とさまざまな批判を頂いた^①。その批判について直接的にはほとんどこたえないまま現在に至っている。ただ、仏教と部落差別の展開については、近畿を中心に西は筑前、豊前国、東は尾張国に至る「部落寺院制」の成立地域、それは後述しているように、本願寺の「末寺帳」とは別帳化された「穢寺帳」の作成が確認され、または、予想される地域であり、部落寺院制の成立が社会的経済的に困難か、または不可能な周辺地域の二つに分けることができる^②と考えてきた。周辺地域とは、筑前・豊前国を除く九州や尾

張より東北に位置する地域であり、「差別戒名」が確認され、または、その存在が予想される地域である。これを仮に「差別戒名」地域と呼ぶとすれば、この二つの地域における仏教差別の展開は「部落寺院制」による差別、「戒名による差別」のごとく、その現象において全く異なるものであった。こうした、仏教にかかわる差別がもつ「地域性」を無視して仏教と差別の問題を一般化し、同一に論及することはできないのではないか。

しかし、そうした認識を無視して、仏教における差別一般論の視点から「過去帳差別記載論」、「壬申戸籍差別記載論」が一般的に論じられている事例は少なくない。こうした研究や主張は仏教における差別の認識をふかめるために必ずしも有益ではない。筆者は仏教と部落問題について、次のような仮説を立て、その一つひとつについて実証を試みたいと考えている。

部落寺院制が一般的に成立している地域には

- (1) 部落寺院の支配寺を形成している。京の金福寺・万宣寺・教徳寺・福専寺の「四ヶ之本寺」、播磨国の小本寺源正寺・筑前国の願照寺外など

- (2) 本願寺「末寺帳」とは別に「穢寺帳」が作成されている。穢寺帳作成の範囲は豊前、筑前、伊予、讃岐、土佐、周防、長門、備中、備後、石見、尾張、伊賀、伊勢、若狭を含む摂津、河内、和泉、大和、山城、播磨、近江、丹後、丹波、但馬等二四カ国にも及んでいる。

- (3) 部落寺院は一村一カ寺制が一般的である。枝村など小地点在の場合でも本村の一般寺院の檀家にならず、近隣の部落寺院の檀家になっている。

- (4) 原則として過去帳には差別記載はない。

- (5) 浄土真宗寺院に集中している。

- (6) 穢寺帳の作成された地域の中に、伯耆国、因幡国をあげていないが、伯耆国会見郡の浄福寺が伯耆国一國の部落寺院であり、因幡国八上郡緑浄寺が因幡国一國の部落寺院である。この二カ寺はいずれも東本願寺内の「穢寺頭寺金福寺」の下寺であった。とすれば、伯耆、因幡地域にも部落寺院制の成立、穢寺帳の作成が推定される。前記(2)の穢寺帳は西本願寺下寺のもので、東本願寺下寺のものはその事実を筆者は確認していな

い。

部落寺院制が成立しなかった地域は

- (1) 一村一カ寺の成立は困難で、一カ寺多檀家村が多い。
 (2) 浄土真宗に集中せず、真言宗、日蓮宗、禅宗などに分散している事例も多い。
 (3) 差別戒名を刻した墓石や差別記載のある過去帳の存在が推定される。

本稿においては、以上の仮説の上に、部落寺院制研究の一つとして、ある被差別部落寺院の『過去帳』（下書き）を中心に分析を進めていきたい。仏教をめぐる差別の枠組みを二つの地域に分けたが、その差別の果たした役割は前述したように、べつべつに二つあったといっているのではない。例えば、差別戒名と穢寺帳の作成とその現象は違っているも、歴史的に果たした役割は同質であったと考えているからである。

一 江戸時代の過去帳について

1 過去帳とは

過去帳とは、寺宝のごとく諸寺院に保管、継承され「死

者の戒名(法名)、俗名、死亡年月日、死亡年令、続柄などを書き留めた帳簿⁴⁾である。過去帳の歴史は「平安中期、源信の『念仏結縁過去帳』にまで遡るといわれ、鎌倉期には金剛峯寺の過去帳や時宗の過去帳もみられる。南北朝、室町期になると『蓮華寺過去帳』『東光寺明講過去帳』などが知られている。過去帳が一般化して、いずれの寺院にも常設されるようになるのは江戸時代前期、寛文(一六六一〜七三)から元禄(一六八八〜一七〇四)年中からである。寛文一一(一六七二)年「宗門改之儀ニ付御代官達」の布達による宗門改、宗門人別帳の提出、寺請制の実施と平行している。

2 過去帳検討の視点

過去帳を検討するにあたって大事なことはその視点をどこにおくかということである。「部落寺院制」の視点を無視して過去帳を検討したのでは、単純に「差別記載のある過去帳」と「差別記載のない過去帳」がそれぞればらばらに取りあげられることで終り、両者を統一的に理解することができない。そればかりか、かつての差別戒名の分析にもみられたように、部落寺院制下におかれていた兵庫や大阪などの地域においても差別戒名が普遍的に存在するかのよう考えられ、そうした認識のもとに

教育や啓発がすすめられた。それでは部落問題に対する正しい認識を得ることは期待できない。兵庫や大阪地域の仏教にかかわる差別は前述したように差別戒名の枠組みの中に本来存在しないからである。そればかりか、逆に、部落寺院制のもとでの差別認識を曖昧なものにしてしまう危険性をもっている。

3 信州における差別過去帳

本稿は戒名(法名)の問題をテーマにしたものではない。過去帳の問題にもどして考えてみたい。信州の小井田村の天明六(一七八六)年の宗門帳によると、小井田村の住民は青木村の禅宗の龍洞院、矢沢村の禅宗良泉寺、吉田村の禅宗全宝院など五つの禅宗寺院と小井田村真言宗龍法寺外三つの真言宗寺院の檀家に分れていた。小井田村の部落住民は矢沢村の良泉寺の檀家であったが、良泉寺は部落外の檀家も多く、いわゆる部落寺院ではなかった。このように、部落住民が本村と同一の寺を檀那寺とする例はまれではなかった。一カ寺の部落寺院のもとにおかれた近畿、近国地域とは宗教事情は大きく異なっていた。

小林大二『差別戒名の歴史』⁶⁾によって、信州の部落住民の過去帳を具体的にみておきたい。

(1) 長瀬村臨濟宗T寺の過去帳

享保以前の早い時期の過去帳記載では、部落住民の戒名には差別的なものはなく、部落外住民の戒名と差異は全くなかった。しかし、享保八(一七二三)年から天保一二(一八四一)年にわたって作成された過去帳の戒名には「庭掃部」の記載がみられる。

(2) 北佐久郡望月町の真言宗福玉寺の過去帳

享保一〇(一七二五)年を境に「長吏」の呼称が消え、「穢多」の身分呼称に変わっていく。また、部落住民だけの別冊過去帳になっていく。

(3) 天台宗満勝寺と曹洞宗S寺の別冊過去帳

満勝寺の過去帳は江戸中期に別冊過去帳として作成され、武石村の曹洞宗S寺の別冊過去帳はある時代(江戸中期か)に他の過去帳から部落住民のものだけが「抜き書き」されて作成されている。

以上、小林大二氏の所説をもとに、信州における部落住民の差別過去帳について、その概要をまとめた。

4 部落寺院制下における過去帳

部落寺院制下においては、同じ真宗寺院でありながら、本願寺直参の「穢寺頭寺」の末寺として、その支配下に部落寺院を配し、部落住民はすべて「穢寺制」の体系の

中に組み入れられ、混住(枝村、出皮多など)の場合でも宗門帳は別冊(末尾一括記載も含む)化し、郡毎に作られた本願寺末寺帳とは別に国毎に「穢寺帳」が作られていった。

一村を基本に寺院(道場)が建立され、寺院の住職はその檀家を対象として、独自に過去帳を作成している。過去帳は寺院の宝であり、部落寺院の過去帳は差別とむきあって、懸命に生きてきた人達の記録でもあった。仏教を信じ、信仰に支えられ、生命の限り生きようとして戒名を得た人びとの足跡であった。本稿でとりあげた過去帳には後述するように、人間として生きたい、生かしたいと思いつながら「生子」「赤子」として、「当才」にして人生を終えた事例が多く記されている。過去帳を「差別過去帳」という概念に一括するのではなく、その記録の中味から、その時代の差別の構造、実態を見定め、差別への認識を磨いていかなばならないのではないか。

二 播磨国、丹波国の部落寺院の過去帳の分析

1 播磨国飾東郡龜山本徳寺、地中寺院法性寺の過去帳と穢寺頭寺源正寺について

龜山本徳寺は本願寺派の直参中本山であり、『耆播磨国飾東郡九冊之内』『耆播磨国飾西郡九冊之内』という飾東、飾西郡の末寺帳によると、龜山本徳寺には「地中」「同所」と称する本徳寺寺内一〇カ寺の寺院があった。その寺院は、

郡名	地中・同所	寺院名	開基年代
飾西郡	地中	浄福寺	帰参寺
〃	同所	勝久寺	元和五(一六一九)年建立
〃	同所	長栄寺	(写真不鮮明につき判読できず)
飾東郡	同所	光照寺	天文一九(一五五一)年
〃	同所	源正寺	永禄一(一五五八)年
〃	同所	光養寺	(写真不鮮明につき判読できず)
〃	地中・同所	法性寺	永禄一〇(一五六八)年
〃	地中・同所	真行寺	元和四(一六八四)年
〃	地中・同所	正親寺	天正八(一五八〇)年

〃 地中・同所 法受寺 寛永一一(一六三四)年

であった。この中には法性寺については前記末寺帳に、永禄一〇年の開基、寛文□□年、木仏、寺号、「誓詞帳ニ地中ノ号ナシ」「御免物帳ニ本徳寺下ト有」と記されている。前記飾東郡の末寺帳に「元禄御改開基帳ニハ、本徳寺下ニハ無之、直参ト有、穢寺之頭ニ有之」と記され播磨地域の部落寺院制の軸となった「穢寺頭寺源正寺」と同じ、本徳寺下、同所寺院であった。部落寺院制を考へる上で源正寺の存在は極めて重要であり、源正寺解明の鍵の一つが『法性寺過去帳』である。この過去帳は、法性寺の檀家について、元禄期より大正年間に至る長期間の年度毎の死亡年月日、法名、俗名、続き柄などを記したものである。この法性寺の過去帳の中に源正寺関係の記載があり、その記載をみると、

(1) 元禄一〇(一六九七)年の記載に

十月十日 尺妙恵(兼カ) 西土井六郎右工門妻

同月十七日 尺妙有御寺内茶ヤ 清兵衛実母

同 二六日 尺宗善都倉町カチヤ 六兵衛実父

—中略—

同月十九日 尺寿三御寺内 源正寺

△宝永三(一七〇六)年

十月廿四日 尺宗慶 御寺内庄屋 吉左工門

—中略—

同月晦日 尺妙閑 御寺内 源正寺うば

△享保七(一七二二)年の記載に

十月四日 尺寿誉 同所(御寺内) 源正寺後住

△享保一七(一七三三)年の記載に

八月十三日 尺貞三 御寺内 源正寺老母

十月廿八日 尺妙信 ヒロ(広畑カ) 治郎左工門妻

十一月十五日 尺 中村 四郎五郎

—中略—

△明和八(一七七二)年の記載に

一月十五日 尺教円 井ノ口 平右工門

同月廿九日 尺円朱 メカ(妻鹿カ) 教念寺住持

二月廿七日 尺照専 ヒロ 仁兵衛悴

三月 日 尺貞寿 御寺内 源正寺隠居ババ

△天明八(一七八八)年の記載に

九月三日 尺妙澄 御寺内 源正寺老母

—中略—

△明治一四年の記載に

一月二十五日 尺專智 広畑 山本萬助

三月十五日 尺專教 都倉町 水田利右工門妻 男子吉之助

三月二十九日 尺秀莫 持住職秀英妻

同月三十一日 尺証誠 広畑 高橋甚四郎

△明治一七年の記載に 幾次父

八月十八日 尺澄観 亀山町 源正寺

△明治一八年の記載に 亡秀英弟

十二月廿七日 尺貞照

亀山町 源正寺母 貝3に

とある。

このように、本徳寺に隣接した法性寺の過去帳には元禄一〇年から明治一八年にかけて源正寺関係の記載がある。源正寺の外御寺内町庄屋や広畑、中村、井ノ口、妻鹿カ、都倉町など広い範囲の一般百姓・町人衆が同寺の檀家になっており、法性寺は部落寺院ではない。

前述したように、播磨国の部落寺院は『穢寺帳』(本願寺末寺帳『播磨国穢寺分』)として別帳にされている。制度的に穢寺頭寺であった源正寺も当然同帳に記載されている。⁸⁾しかし、部落寺院は「金福寺下」「万宣寺下」のように、どの穢寺頭寺の下寺かを明示し、開基時代、木仏、寺号下付年代、自剃刀年代等詳細に記載しているのに、源正寺については、ただ一カ寺だけ、朱書で

免本徳寺下

亀山源正寺

とだけ記し、開基時代、木仏、寺号下付年代等何一つ記していない。前述の法性寺の過去帳の記載とともに源正寺が本来「かわた寺」でなかったことが明らかになると同寺に仏教における身分差別政策の展開の中で、源正寺が本徳寺下寺から外され、「穢村」の宗判をすべておしつけられ、「穢寺頭寺源正寺」に移行していったことが推定される。それが、次第に「世上而ハ汚穢不浄之寺」の風評を生み、寛政九（一七九七）年には「汚穢不浄寺の風評を嫌い、他国への引地を願ひ出⁹⁾ることになったのではないだろうか。姫路藩領を示す一七世紀末、一八世紀初頭の地図に源正寺が「玄正寺^(マヤ)かわた寺」と記されている¹⁰⁾のもそうした歴史の経過を示しているであろう。

2 丹波国S村金照寺の『法名帳』¹¹⁾について

丹波国多紀郡S村金照寺では、過去帳の名称を『法名帳』とし、寺宝として大切に保存されている。この法名帳は明治二二年頃に整理しなおされたようで、その書式は

法名釈妙信 寛政三年亥十月七日
俗称不詳 (苗字) □□松太郎
法名釈浄恵 寛政五年丑十一月十二日 (苗字) □□弥蔵

―下略―

の如く記載されている。法名帳のはじまりは享保一七(一

七三三)年で、大正五(一九一六)年まで、一八四年の長期にわたって記帳されている。安政二(一八五五)年七月の「釈了海」から一部「不詳」があるが俗名の記帳がはじまる。なお、書式に示した苗字は明治二三年頃の苗字をさかのぼって記されたものであろう。

明治二五年から三二年までの七年間に、法名の下に「俗

表1 丹波国多紀郡S村の死者の記録

年号 期	年数 年	男女別の死亡数		総死亡 人数 人	1年平均 の死亡数 人
		男 人	女 人		
享保期	21			2	
明和	9	3		3	
安永	10	1	1	2	
天明	9	1	4	5	0.6
寛政	12	3	4	7	0.6
享和	1	1	2	3	
文化	15	3	5	8	0.5
文政	12	15	9	24	2.0
天保	14	23	26	49	3.5
嘉永	6	6	15	21	3.5
安政	6	14	6	20	3.3
万延	2	0	2	2	
文久	3	6	2	8	2.7
元治	2	8	3	11	5.5
明治	45	86	82	168	3.7
計		170	161	333	

S村金照寺『法名帳』により作成

名生子」(生まれたばかりの子、生まれて三日メ、七日メニ死ス等と記載)と書かれたものが九人、死産が五人記帳されている。「生子」には法名があるが、死産には法名はない。

法名帳にみる年代別の死者の状況は「表1」の通りである。

S村は、明和二(一六五六)年戸数八軒余であったが、¹²明治五年の「戸数取調帳」¹³によれば惣人員、男七五人、女七〇人計一四五人、三四軒、明治一五年の「学区改正布達」¹⁴「丙方二十七号」では、一八七人、戸数一二戸とあるが、戸数は四二戸の誤りかと思われる。江戸時代の村の人口・戸数を確定できないが、幕末期三〇戸、一〇〇人前後の村と推定され、天保期(年平均三・五人)、嘉永

期(同三・五人)、安政期(同三・三人)、元治期(同五・五人)、明治期(同三・七人)に多くの死者を出している。とくに、明治期の死亡は年平均三・七人で、大飢饉にみまわれた天保期を上まわる高い死亡率を出している。S村の法名帳には当然のことながら一切差別記載はない。

黒い翁

—民間仮面のフォークロア—

常に民衆の側から文化・芸能を見続けてきた著者の書き下ろし。その筆は、日本の仮面から海外の仮面に及び、さらに能「道成寺」「弱法師」の原型を民衆芸能に求めて、縦横に走る。

乾 武俊著
 解放出版社
 A5判、233頁
 5、000円＋税

